

～豊中市の水道・下水道をご使用のお客さまへ～

水道のご使用について

お客さまと豊中市上下水道局の給水契約は、豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号）及び同条例施行規程（昭和35年企業管理規程第9号）等がその内容となります。

具体的な条項については、本市上下水道局ホームページをご覧ください。（令和2年4月1日改正後の民法第548条の2に規定される定型約款に当たるものです。これらを変更したときは、ホームページなどでお知らせします。）

1. 使用の開始または中止

市内で新たに水道を使用するとき、使用をやめるとき、市内で移転するときは、3営業日前までに、上下水道局お客さまセンター（裏面に記載）にお申込みください。

2. 使用水量の検針

水道の使用水量は、水道メーター（⇒3）を委託先の検針員が検針します。

検針は、一般のご家庭では2か月に1度、使用水量が多い会社などでは1か月に1度行います。検針した後に、使用水量をお知らせします。

3. 水道メーター

水道メーターは上下水道局の所有（財産）で、お客さまの給水装置（⇒4）に取り付けるものです。また、計量法（平成4年法律第51号）で有効期間が8年間と定められており、有効期間が満了する前に、上下水道局が交換します。

4. 給水装置

給水装置とは、道路下にある配水管から分かれて各家庭の蛇口まで通じる給水管や止水栓などの装置のことで、お客さまの所有（財産）となっています。

水道水の汚染や、水漏れがないよう管理してください。

5. 水道料金

水道料金は、水道メーターの口径によって決まる基本料金と、水道の使用水量によって決まる従量料金の合計となります（消費税及び地方消費税がかかります）。

なお、納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、遅延損害金がかかることがあります。

6. お支払い方法

口座振替、納付書払い、クレジットカード継続払いからお選びいただけます。

口座振替は、金融機関窓口でのお申込み、または、上下水道局を通じた郵送でのお申込みが可能です。申込み方法は、上下水道局ホームページをご覧ください。

納付書払いは、金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォン決済にてお支払いください。

クレジットカード継続払いは、上下水道局ホームページにてお申込みが可能です。

7. 納期限

一般のご家庭では2か月に1度、検針の翌月です。

例 4～5月分の水量を5月に検針 → 6月にお支払い
使用水量が多い会社などでは、1か月に1度、検針した月です。

例 5月分の水量を5月に検針 → 5月にお支払い

	口座振替	納付書払い
一般のご家庭（2か月に1度）	17日	20日
会社など（1か月に1度）	28日	末日

※納期限が休日のときは、翌営業日となります。

※期限までにお支払いがなかったときは、督促状（口座振替の場合は再請求通知）
を翌月に送付します（口座振替の場合は翌月に再振替します）。

※督促、催告の後にお支払いがないときは、給水を停止することがあります。

※クレジットカード継続払いについては、カード会社が定める会員規約に従ってお支払いください。

8. 漏水の修繕をしたときの料金減免制度（申込み要）

宅地内の給水管などから漏水があり、指定給水装置工事事業者により修繕した場合で、上下水道局の定める基準に適合するときは、水道料金を減免できる制度があります。

下水道のご使用について

下水道は、豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号）及び同条例施行規程（平成20年企業管理規程第16号）等に基づいて、ご使用いただきます。

ご家庭や会社の排水設備から下水道に汚水を排出することにより使用料が発生します。

1. 下水道への排出水量

水道を使用している場合は、水道の使用水量を下水道への排出水量とみなします。

2. 下水道使用料

下水道使用料は、基本使用料と、下水道に排出した水量によって決まる従量使用料の合計となります（消費税及び地方消費税がかかります）。

水道を使用している場合は、水道料金とあわせてお支払いいただきます。

なお、納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、延滞金がかかることがあります。

個人情報の取扱い

お客さまの個人情報は、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）に基づき、適正に収集・管理し、上下水道局の利用目的の範囲内で利用します。

豊中市上下水道局お客さまセンター窓口課

●使用開始・中止の申込み 電話：06-6858-2931 ファックス：06-6858-0447

インターネット：上下水道局のホームページから申込み可

●使用水量・料金の問合せ 電話：06-6858-3681